

河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程（昭和 46 年岩手県訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、<u>県土整備部河川課並びに地方振興局土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所に勤務する吏員である職員並びに地方振興局土木部、土木事務所及び土木出張所に勤務する吏員である職員のうち次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める職員をもって充てる。</u></p> <table border="1" data-bbox="175 806 813 1859"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方振興局土木部及び土木事務所</td> <td>土木部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、<u>土木事務所長</u>、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、<u>企画管理課長</u>、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>地方振興局土木部出張所</td> <td>出張所長、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 員	地方振興局土木部及び土木事務所	土木部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、 <u>土木事務所長</u> 、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、 <u>企画管理課長</u> 、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	地方振興局土木部出張所	出張所長、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、<u>県土整備部河川課に勤務する吏員である職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する吏員である職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</u></p> <table border="1" data-bbox="861 806 1500 1859"> <thead> <tr> <th>出先機関</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、<u>調整課長</u>、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td><u>所長</u>、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所</td> <td>出張所長、<u>所長</u>、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>地方振興局土木事務所</td> <td><u>所長</u>、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、 <u>調整課長</u> 、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	広域振興局総合支局土木部土木センター	<u>所長</u> 、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所	出張所長、 <u>所長</u> 、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	地方振興局土木事務所	<u>所長</u> 、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員
区 分	職 員																
地方振興局土木部及び土木事務所	土木部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、 <u>土木事務所長</u> 、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、 <u>企画管理課長</u> 、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
地方振興局土木部出張所	出張所長、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
出先機関	職 員																
広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、 <u>調整課長</u> 、総務管理課長、河川砂防課長、管理課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
広域振興局総合支局土木部土木センター	<u>所長</u> 、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所	出張所長、 <u>所長</u> 、次長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
地方振興局土木事務所	<u>所長</u> 、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																
<p>(報告)</p> <p>第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、<u>様式により、知事又は関係地方振興局長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(報告)</p> <p>第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、<u>様式により、知事又は関係する広域振興局長若しくは地方振興局長に報告しなければならない。</u></p>																

別記様式（第4条関係）

[略]

岩手県知事 様

（ 地方振興局長）

県土整備部河川課

（ 地方振興局）

[略]

別記様式（第4条関係）

[略]

岩手県知事 様

（ 振興局長）

県土整備部河川課

（ 振興局）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。